

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第664号）

2023年6月1日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

国務院、改定後の商用暗号管理条例を公表

国務院は2023年5月24日、改定後の『商用暗号管理条例』を公表しました。中央政府は商用暗号産業の発展を後押しし、サイバーセキュリティや情報安全を保障するため、2020年より実施された暗号法との整合性を図り、1999年版の『商用暗号管理条例』を改定しました。改定後の管理条例は今年7月1日より実施するとし、中国域内における商用暗号に係る研究開発・標準化、テスト・認証、応用、輸出入などの活動に対する監督管理規則を定めました。

■ 直近の重要政策

金融政策

- ✓ 香港取引所、23年6月19日より「香港ドルー人民元デュアルカウンターモデル」導入予定（香港取引所、5/19）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

国務院、改定後の商用暗号管理条例を公表

国務院は 23 年 5 月 24 日、改定後の『商用暗号管理条例』¹(以下、管理条例)を公表しました。19 年 10 月 26 日に開催された第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 14 回会議は暗号法を可決しました。暗号法は 20 年 1 月 1 日より実施するとし、商用暗号管理制度の見直しを行いました。これを受け、国務院は 1999 年版の『商用暗号管理条例』を改定し、内容を全面刷新しました。今回の管理条例は商用暗号の応用と管理の規範化を図り、「科学技術イノベーションと標準化」、「テスト・認証」、「電子認証」、「輸出入」、「応用促進」、「監督管理」などの方面から規定を定めている他、適用対象や主管部門、罰則なども改めて明記しています。

管理条例は、「商用暗号の研究開発、生成、販売、サービス、テスト、認証、輸出入、応用などの活動及び監督管理」を適用対象としています。また、管理条例でいう商用暗号とは、「特定の変換方法を用いて国家秘密に属さない情報などに対する暗号保護、安全認証を行う技術、製品とサービス」を指します。

商用暗号の管理を行う政府部門については、国家暗号管理局に加え、国家インターネット情報弁公室や商務部、税関総署、国家市場監督管理総局などが挙げられています。更に、管理条例第 3 条は中国共産党による商用暗号関連作業に対する主導を堅持することも明記しました。

管理条例の主な内容については図表 1 の通りです。

【図表 1】管理条例の主な内容

項目	内容
科学技術イノベーションと標準化	<ul style="list-style-type: none">✓ 国は外商投資における当事者の意思とビジネスのルールに基づいた商用暗号の技術協力の展開を奨励する。行政機関及びその職員は、行政手段を利用し商用暗号技術を強制的に譲渡してはならない（第 7 条）。✓ 国は商用暗号の科学技術成果の実用化と産業化を奨励・支持する（第 8 条）。✓ 国務院の標準化主管部門と国の暗号管理部門は商用暗号の国家標準、業界標準を策定し、商用暗号の団体標準の策定を指導する。国の暗号管理部門は商用暗号標準の実施に対する監督と検査を行う。✓ 国は商用暗号の国際標準化活動への参加を推進し、企業、社会団体と教育、科学研究機関などが商用暗号の国際標準化活動に参加することを奨励する（第 10 条）。
テスト・認証	<ul style="list-style-type: none">✓ 国は商用暗号のテスト・認証システムの整備を推進し、自発的に商用暗号のテスト・認証を受けることを奨励する（第 12 条）。✓ 商用暗号のテスト技術規範、規則は国の暗号管理部門により策定・公表される（第 16 条）。✓ 商用暗号のテストと認証を行う機関は関連資格を取得しなければならない（第 13、18 条）。✓ 商用暗号の認証機関は認証した商用暗号製品、サービス、管理体系に対し有効な追跡調査を実施し、その商用暗号製品、サービス、管理体系が継続的に認証要求を満たすことを確保しなければならない（第 19 条）。✓ 国家安全、経済・民生、公益に係る商用暗号製品につき、法によりネットワーク中核設備とサイバーセキュリティ専用製品目録に盛り込まなければならない、資格を有するテスト・認証機関により承認された限り、販売もしくは提供が可能になる（第 20 条）。✓ 商用暗号に係るサービスがネットワーク中核設備とサイバーセキュリティ専用製品を使用する場合、当該サービスが認証機関により承認されなければならない（第 21 条）。

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

https://www.gov.cn/zhengce/content/202305/content_6875927.htm

【図表 1】 管理条例の主な内容（続き）

項目	内容
電子認証	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商用暗号技術を採用し電子認証サービスを提供する場合、使用する暗号に相応しい場所、設備施設、専門人員、専門能力と管理体系を有し、法により国の暗号管理部門が暗号の使用を認めた証明書類を取得しなければならない（第 22 条）。 ✓ 電子認証サービスの暗号使用技術規範、規則は国の暗号管理部門により策定・公表される（第 23 条）。 ✓ 商用暗号技術を採用し電子行政の電子認証サービスを提供する機関は、国の暗号管理部門により認定され、法により電子行政の電子認証サービス機関の資格を取得しなければならない（第 24 条）。 ✓ 外資が電子行政の電子認証サービス事業に投資し、国家安全に影響を及ぼす可能性がある場合、法により外商投資安全審査を実施しなければならない（第 27 条）。 ✓ 行政活動における電子署名、電子印鑑、電子証明などに係る電子認証サービスにつき、法により設立された電子行政の電子認証サービス機関が提供しなければならない（第 30 条）。
輸出入	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国家安全、公益に係り、かつ暗号保護機能を有する商用暗号につき、商用暗号輸入許可リストに盛り込み、輸入許可を実施する。国家安全、公益または国際義務の履行に係る商用暗号につき、商用暗号輸出管理リストに盛り込み、輸出管理を実施する。 ✓ 商務部は国の暗号管理部門、税関総署と共同で商用暗号輸入許可リストと商用暗号輸出管理リストを策定・公表する。 ✓ コンシューマプロダクツに採用された商用暗号は輸入許可と輸出管理制度の適用対象とされない（第 31 条）。 ✓ 商用暗号輸入許可リストと商用暗号輸出管理リストに盛り込まれた商用暗号を輸出入する場合、商務部に輸出入許可書の発行を申請した上で、その輸出入許可書を持参し税関にて関連手続を実施しなければならない（第 32、33 条）²。 ✓ 商用暗号の輸出入許可を申請する場合、商務部に申請書を提出し、以下の書類を提出しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> ① 申請者の代表者、主要経営管理者及び担当者の身分証明書。 ② 契約もしくは合意書の複本。 ③ 商用暗号技術に関する説明。 ④ エンドユーザー及び最終用途に関する説明。 ⑤ 商務部が定めたその他の書類。 ✓ 商務部は申請を受理した日から 45 営業日以内に、国の暗号管理部門と共同で申請を審査し、法により許可するか否かの決定を下さなければならない。 ✓ 国家安全、公益または外交政策に重大な影響を与える商用暗号の輸出につき、商務部は国の暗号管理部門などと共同で承認を得るため国務院に報告する。その場合は、前項に定めた期限の制限を受けない（第 34 条）。
応用促進	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商用暗号の使用が義務付けられる重要情報インフラ運営者は、自らまたは商用暗号テスト機関に委託し商用暗号の応用安全性評価を実施しなければならない。安全性評価は運営後、最少年 1 回を実施しなければならない。評価状況は国の暗号管理部門もしくは重要情報インフラ施設の所在地（省・自治区・直轄市）の暗号管理部門に報告・届け出をしなければならない（第 38 条）。 ✓ 重要情報インフラ運営者は商用暗号に係るネットワーク製品とサービスを購入し、国家安全に影響を与える可能性がある場合、法により国のインターネット情報部門と暗号管理部門などが実施した国家安全審査を通過しなければならない（第 40 条）。
監督管理	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商用暗号のテスト・認証機関、電子行政の電子認証サービス機関及びその職員は、業務活動に知り得た国家秘密と商業秘密に対し守秘義務を負わなければならない。 ✓ 暗号管理部門と関係部門及びその職員は商用暗号の研究開発、生成、販売、サービス、輸出入などを行う事業者、商用暗号のテスト・認証機関に対しソースコードなどの暗号関連特有情報の開示を求めてはならず、職責を履行する中で知り得た商業秘密と個人のプライバシーを厳格に保護しなければならない。漏洩したり、不法に他人に提供したりすることが禁止される（第 47 条）。

（管理条例に基づき、中国アドバイザー一部作成）

² 関連手続きの内容については『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 528 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cnbd/express/pdf/R419-0580-XF-0105.pdf>

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

金融政策

香港取引所、23年6月19日より「香港ドル-人民元デュアルカウンターモデル」導入予定

(原文：香港交易所拟于2023年6月19日推出「港币-人民币双柜台模式」)

香港取引所 2023年5月19日公表

【主要内容】

- 香港取引所 (HKEX) は5月19日、香港ドルと人民元の2通貨建てでの証券取引制度「香港ドル-人民元デュアルカウンターモデル」を6月19日より導入すると公表した。
- 同モデルは、投資家が香港上場の株式銘柄を香港ドルと人民元の2通貨建てで売買することを可能とする制度。
- 香港取引所は同モデルとともに、「デュアルマーケットメーカー」制度も打ち出した。「デュアルマーケットメーカー」は人民元建て銘柄の取引に価格を提示し、流動性を提供する役割を担う。香港取引所は既に、同モデルと制度の導入に向けて改定後の規則を公表した。
- 香港取引所は第1陣の対象銘柄と「デュアルマーケットメーカー」を適時に公表する。
- 香港取引所のニコラス・アグジン最高経営責任者 (CEO) は「デュアルカウンターモデルの導入は香港資本市場の発展における重要なマイルストーン (一里塚) である。発行者と投資家により多くの取引の選択肢を与えるだけでなく、香港を世界最大のオフショア人民元市場の地位を確固たるものとし、人民元の国際化も促進できる」と述べた。
- 香港取引所は準備作業の一環として、5月から6月にかけて運用テストを行う。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://sc.hkex.com.hk/TuniS/www.HKEX.com.hk/News/News-Release/2023/230519news?sc_lang=zh-HK

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。